



2006年1月13日14時

大阪高速鉄道株式会社

運輸部業務課 松原、^{どやま}土山

〒565 - 0826 吹田市千里万博公園 1 番 8 号

TEL 06-6875-3132 FAX 06-6875-3504

総務部経営企画課 湯川、松田

〒560 - 0082 豊中市新千里東町 1 1 5

TEL 06-6871-8281 FAX 06-6871-8284

大阪モノレール

ICカードシステム「PiTaPa」いよいよ始まります！！

大阪高速鉄道株式会社（大阪モノレール）では、平成18年2月1日からICカードシステム「PiTaPa」のご利用が可能となります。

また、これによりJR西日本の「ICOCA」のご利用も可能となります。

「PiTaPa」は、既に阪急電鉄、京阪電車、能勢電鉄で導入されておりますが、2月1日からは大阪市交通局、北大阪急行等でもご利用が可能となり、大阪モノレールと結節している全ての鉄道と1枚のICカードで乗り継ぎができるようになります。

また、「PiTaPa」では「モノカード」等のスルッとKANSAI対応カードにはなかった各種割引サービスも実施いたします。割引サービス内容としては、現行の回数券にあたる利用回数割引と、定期乗車券にあたる区間指定割引（事前に区間登録が必要です）を行います。

割引サービスは「PiTaPa」のみとなり「ICOCA」には適用できません。

記

1. 利用開始日 : 平成18年2月1日（水）
2. 利用可能な路線 : 大阪モノレール線、彩都線（16駅・営業キロ23.8km）
3. 利用可能カード : 株式会社スルッとKANSAIが発行する「PiTaPaカード」、
西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
割引サービスは、「PiTaPaカード」のみの適用となります。
4. PiTaPaカードの申込方法
 - (1) PiTaPaベーシックカードの申込みは、大阪モノレールの各駅又は京阪電車・阪急電鉄・能勢電鉄の主要駅等に設置している入会申込書による手続きとなります。（内容のご確認と必要事項を記入のうえ、「株式会社スルッとKANSAI PiTaPa入会センター」あてに郵送での手続きが必要となります。）
 - (2) PiTaPa提携カードの申込みは、提携カード会社でのお手続きとなります。
5. 割引サービス内容
 - (1) 利用回数割引
適用条件
「PiTaPa」をご利用のお客様が、1か月間（1日～末日）に同一運賃区間を11回以上ご利用された場合に、11回目以降のご利用に自動的に利用回数割引運賃を適用します。
適用範囲 大人、小児

運賃の計算方法

- a) 1回の乗車につき、普通旅客運賃から下記の割引率による割引額を差し引いて、銭未満の端数を切捨てます。

利用回数	割引率
1回から10回	割引なし
11回から30回	10%
31回以上	15%

- b) a)で計算した額を合計し、円未満の端数を切捨てます。

(計算例)

(例1) 200円区間を1か月に20回乗車した場合

1回から10回の間1回の乗車当りの運賃：200円

11回から30回の間1回の乗車当りの運賃：200円×0.9=180円

(1回の乗車当りの運賃計算時は、銭未満の端数を切捨てる)

200円×10回 + 180円×10回 = 3,800円

(計算した合計額は、円未満の端数を切捨てる)

(例2) 510円区間を1か月に35回乗車した場合

1回から10回の間1回の乗車当りの運賃：510円

11回から30回の間1回の乗車当りの運賃：510円×0.9=459円

(1回の乗車当りの運賃計算時は、銭未満の端数を切捨てる)

31回から35回の間1回の乗車当りの運賃：510円×0.85=433.5円

510円×10回 + 459円×20回 + 433.5円×5回 = 16,447.5円

16,447円

(計算した合計額は、円未満の端数を切捨てる)

(2) 区間指定割引・連続利用割引

適用条件

a) 区間指定割引

「PiTaPa」をご利用のお客様が、予め区間指定割引の適用を受ける「区間指定登録」をされた区間の1か月間(1日～末日)のご利用総額(自動的に利用回数割引運賃を適用した後の運賃総額。以下同じ。)が、区間指定割引運賃(登録区間の1か月定期運賃)を超えた場合、自動的に区間指定割引運賃を適用します。

b) 連続利用割引

区間指定割引が連続して適用された場合で、3か月目から6か月目は、区間指定割引運賃(登録区間の1か月定期運賃)の15%引きになります。この割引が適用されることにより、区間指定割引連続3か月で現在の3か月定期運賃と同額に、連続6か月目で現在の6か月定期運賃と同額になります。

なお、1か月(1日～末日)のご利用が区間指定割引運賃の適用とならなかった場合は、連続利用割引も打ち切りとなります。また、連続利用割引については最長6か月となり、連続6か月を経過した場合は、連続利用割引なしの区間指定割引に戻ります。

適用範囲

通勤大人、通勤小児、通学大人、通学小児

運賃の計算方法

a) 区間指定割引運賃

登録区間の1か月定期運賃と同額

b) 連続利用割引運賃

区間指定割引運賃が連続利用割引の適用となった場合、下記の割引率による割引をして、円未満の端数を切捨てます。

連続利用割引の割引率（区間指定割引運賃に対する割引率）

連続利用月数	割引率
1 か月目、 2 か月目	割引なし
3 か月目から 6 か月目	15%

（計算例）

< 200円区間・通勤大人 >

現在の定期運賃

月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
1ヶ月定期運賃	7,800円					
3ヶ月定期運賃	22,230円					
6ヶ月定期運賃	42,120円					

「PiTaPa」利用による区間指定割引運賃及び連続利用割引運賃

月数	1ヶ月
区間指定割引運賃(a)	7,800円

連続使用月数	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目
連続利用割引率(b)	0%	0%	15%	15%	15%	15%	0%
割引額 (c)=(a)*(b)	0円	0円	1,170円	1,170円	1,170円	1,170円	0円
連続利用割引運賃(a)-(c) (円未満の端数を切捨てます)	7,800円	7,800円	6,630円	6,630円	6,630円	6,630円	7,800円
連続支払運賃(累計)	7,800円	15,600円	22,230円	28,860円	35,490円	42,120円	49,920円

連続6ヶ月を経過した場合は、区間指定割引運賃に戻ります。

区間指定登録方法

各駅の改札窓口で受けけるとともに、通勤についてはインターネットサービス『PiTaPa 倶楽部』でも登録可能です。

以上

【ニュースリリース配付先】 大阪府府政記者会、青灯クラブ、沿線市関連記者クラブ（豊中記者クラブ、吹田記者クラブ、高槻記者クラブ、枚方記者クラブ）